

「MWP/APMP2014 Incentive Award」選奨規定

MWP/APMP2014 実行委員会

平成 26 年 9 月 8 日制定

The 2014 International Topical Meeting on Microwave Photonics / The 9th Asia-Pacific Microwave Photonics Conference (以下、MWP/APMP 2014 と称す)の「MWP/APMP2014 Incentive Award」選奨は、本規定によって行う。

- (1) 本賞は、財政的に困難な国または地域から MWP/APMP2014 に参加する学生のうち、特に顕著な業績あるものの奨励を行う。
- (2) 本賞は、「MWP/APMP2014 Incentive Award」と称する。
 - i. 「MWP/APMP2014 Incentive Award」を選定するため、MWP/APMP2014 実行委員会に本賞の選奨委員会を設置する。
 - ii. 委員長を 1 名、委員若干名とする。
- (3) 本賞を申請する資格は以下の通りとする。
 - 申請期限までに申請書と必要書類（申請者が学生であることを証明する書類）が提出されていること。
 - 申請者本人が Author または Co-Author で、講演者であること。
 - 申請者の所属機関の所在地（国）が OECD 加盟国以外であること。
 - 当該会議において講演を行うこと（代理は認めない）。
- (4) 上記資格を満たす申請者のうち、5 名に賞を授与するものとする。申請者が 5 名を超える場合には、投稿論文の第 1 回査読における評価結果の上位者に授与する。
- (5) 「MWP/APMP2014 Incentive Award」は、賞金とする。賞金は授賞 1 件につき 60,000 円とする。

(6) 受賞候補者を MWP/APMP2014 実行委員会に報告し、承認を得る.

付則

本規定の改定は、MWP/APMP2014 実行委員会の承認を得るものとする.

本規程は、MWP/APMP2014 実行委員会の Web 等で公開する.

以上